

平成27年度 第3回文京区障害者地域自立支援協議会

日時 平成28年1月8日（金）午前10時00分から午後0時06分まで

場所 区議会第一委員会室（文京シビックセンター24階）

<会議次第>

1 開会

2 議題

- (1) 障害者差別解消法の施行に向けた取組み及び対応要領（案）について

【資料第1-1号】 【資料第1-2号】

【資料第1-3号】 [参考資料]

- (2) 地域生活支援拠点の整備に向けた検討

【資料第2-1号】 【資料第2-2号】

- (3) 障害者基幹相談支援センターの活動報告 【資料第3号】

- (4) 障害者就労支援センターの活動報告 【資料第4号】

- (5) 平成28年度各専門部会について 【席上配付】

- (6) 障害者（児）実態・意向調査アンケートについて 【席上配付】

3 その他

<障害者地域自立支援協議会委員（名簿順）>

出席者

高山 直樹 会長、管 心 委員、佐藤 澄子 委員、畑中 貴史 委員、下田 和恵 委員、
清水 眞由美 委員、岡 里子 委員、森田 妙恵子 委員、高田 俊太郎 委員、佐藤 祐司 委員、
望月 大輔 委員、松下 功一 委員、行成 裕一郎 委員、瀬川 聖美 委員、吉田 治彦 委員、
山内 哲也 委員、三股 金利委員、大形 利裕 委員、安達 勇二 委員、加藤 たか子 委員

欠席者

志村 健一 副会長

<幹事>

出席者

須藤障害福祉課長、木幡福祉政策課長、宇民教育センター所長、
久保保健サービスセンター所長、伊津野保健衛生部参事予防対策課長事務取扱

<傍聴者>

1名

障害福祉課長：あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、第3回文京区障害者地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

会長、よろしく願いいたします。

高山会長：おはようございます。第3回になりましたけれども、この間、今日の議題の1にありますように、障害者差別解消法の準備を区の中でしてまいりました。

特に、この職員の方の対応要領というのを作らなきゃいけないというふうに国から示されて、4月1日から施行ですので準備をしています。

そういう意味では、この自立支援のところにおいても、この差別の問題というのは大きく関わりますので、今日はそのことについて議題に取り上げさせていただきました。

それから、2番目の地域生活支援拠点の整備に向けた検討であります。これも特に地域生活支援ということで、権利条約の流れの中にあるものでありますけれども、皆様からは沢山の意見をいただきまして、今日まとめさせていただいて、このことも協議をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

そういう意味で、いろいろな流れがあって、変化の中にある障害者施策なんですけれども、ぜひ文京区において、この自立ということをやはり念頭に置きながら、皆様のご議論をいただきたいと思っておりますので、今日もよろしく願いしたいと思っております。

それでは、まず事務局からの連絡事項をお願いいたします。

障害福祉課長：本日の出席状況ですけれども、志村副会長からご欠席のご連絡をいただいております。そのほかの皆様にはご出席となっております。

次に、資料の確認です。まず、既にお送りしている次第、資料1-1、1-2、1-3、参考資料、ここまでの差別解消法に関するものです。

それから、資料2-1号と2-2号、これが地域生活支援拠点に関するもの。

そして資料第3号、資料第4号です。

それから、席上配付といたしまして、席上配付1、席上配付2、そのほかアンケートに関するものが一連ございます。

障害者差別解消法のパンフレット、実態調査の概要版がございます。

それから、本日、持参をお願いしております障害者計画です。

本日の予定も引き続きお話しいたします。

それでは、次第をご覧ください。

本日の議題、1～6ということで、まず最初に、障害者差別解消法の施行に向けた取組み、それから、職員対応要領、これについても説明いたします。

そして2番目に、地域生活支援拠点の整備に向けた検討、3番目に、基幹相談支援センターの活動報告、4番目に、就労支援センターの活動報告、5番目に、28年度の各専門部会についてのご説明、6番目に、障害者実態意向調査アンケートについてとなります。かなり多くなりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

高山会長：それでは、本日の議題に入っていきたいと思ひます。

障害者差別解消法の施行に向けた取組み及び職員対応要領ということで、まず事務局より説明をお願いいたします。

障害福祉課長：資料の1-1号をご覧ください。こちらは文京区の取組みをまとめたものになります。

課題と書いてある部分、こちらが国が示しております取組みの基本方針というものでございますが、それに沿った形の対応になります。

まず、職員対応要領の策定については後程詳しくお話しします。職員の服務規律に関するものになります。

それから、相談及び紛争の防止等のための体制整備。相談窓口であったり、紛争があった場合の対応体制です。こちらの取組み状況ですけれども、4月1日から設置ということで今想定しているのが、障害福祉課、予防対策課、それから、基幹相談支援センターを中心ということで考えておりますが、お子さんに関係するものについては、こういった形でとろうかというところでちょっと検討になります。こちらは設置義務となります。

それから、いわゆる行政処分等に関係しますものは、区が行うもの、これは行政不服審査法に関係する取り扱いとなってまいります。

3番目に、障害者差別解消支援地域協議会、地域における差別に関するものをなくしていくための取組みを考えるもの、これが一つの大きなキーになってまいりますけれども、こちらにも既存の会議体を活用しながら設置する方向で検討中となります。

次に、職員の研修、あるいは区民への啓発活動、いろんな方に知っていただくということで、早速ですが、昨日、区長・副区長・教育長も含めた、全ての管理職対象の研修を行いました。講師は高山先生をお願いしたところです。

それから、年度内は一般職員向けの研修を3月に行いますけれども、来年度以降は計画的に年4回実施となります。

そのほかの啓発活動として、庁内通信を発行、パンフレットを配布、区民の方への啓発についても同様に行っていくという形になります。

また、企業等への啓発では、経済課と連携をして行うというものです。

それから、5番目の柱としまして、環境の整備、こちらは、バリアフリー化、ハードの部分、それから、窓口対応と書きましたが、いわゆるコミュニケーション支援であったり、意思表示に関するものの支援、ソフトの部分の支援内容、そして、情報のアクセシビリティということで、この分野について計画的に行うということで、これは来年度もっと整理して行っていくという中身になります。

最後に、条例の制定、その必要な部分も含めて、これから検討という状態になっております。

概要は以上でございます。

次の1-2号です。これは職員の対応要領（案）となります。

左側が文京区の（案）、右側が内閣府、これも確定しておりますけども内閣府の（案）ということです。かなりこちらを参考にしながら作っております。

作り方の大きな枠は、まず、文京区として、区長が職員に出す訓令という形で作られておりまして、（趣旨）差別の解消を推進するということ、そして、第3条にありますように、不当な差別的取扱いを禁止しますということ。

第4条、合理的配慮を提供しなければいけませんと、この二つが大きな柱となります。

また、それを進めるために第5条で監督者、監督者というのは課長相当職以上ということになりますが、その責務が書かれていまして、また、それを著しく逸脱する場合には、懲戒処分の対象になりますということ。

7条には、相談体制として職員課ですよ。

そして、第8条で研修・啓発を行って、これを進めていきますという中身になります。これが訓令の部分です。

次、4ページ以降ですが、前文がありますけれども、これは通達という形です。

作り方は、大きな柱は不当な差別的取扱いについてと、合理的配慮についてが書いてあるんですが、1番目は、その不当な差別的取扱いの基本的な考え方。障害者に対して正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否すること又は提供に当

たつて場所・時間帯などを制限すること若しくは障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止ということです。

ただ、その1行目の正当な理由がある場合とはということなのですが、その2番目が正当な理由の判断の視点となります。客観的に見て正当な理由があった場合だとか、やむを得ない理由があった場合は正当な理由になります。

ただしということで、3行目、職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るように努めるものとするということになります。

そして、5ページ、不当な差別的取扱いの具体例ということで書いてございます。

この具体例は国のものも参考にさせてもらっているのですが、この具体例については、当事者の方々の意見を聞くようにということがございましたので、事例についての調査や、グループヒアリングを行いました。それはまた後程ご説明します。

4番目以降は、合理的配慮のことに関しまして、同じようにまずは基本的な考え方、障害者の権利に関する条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されております。まず考え方です。

この考え方はかなり長くありまして、6ページのところ、ここだけでも結構な時間をとってやりたいぐらいのところなのですが、申しわけありません。このところはちょっとかなりはしょらせていただきます。

そして、7ページに行きまして、5番目、過重な負担の基本的考え方。過重な負担については個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮して、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要ということで、一、二、三がありますが、事務又は事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度、こういったことが視点となってまいります。

そして、6番目以降は具体例ということで、これもかなりいろいろな視点から、7ページ、8ページ、9ページで書いてございます。

一つの視点は、物理的環境への配慮。

8ページに参りまして、意思疎通・情報提供の配慮の具体例。

8ページの中程下ですが、ルール・慣行の柔軟な変更の具体例、こういった構成で書かれております。

これが職員の対応要領でして、普通こういった内部規律については、パブリックコメント

というのはとらないんですが、国もこれをとっておりまして、文京区としましても、12月の半ばから今月13日までパブリックコメントをとっているという状態です。

次の資料の1-3号ですが、これは事例調査をやりましたことの概要になります。

方法をご覧ください。大きく3種類の方法で行いました。

まず個別の回答ということで、郵送で5,200名の方々に「障害者福祉のてびき」と同封して行ったものがございます。それから、ホームページでも募集を行い、当事者団体の方々からの意見も伺って取りまとめをしております。

それから、(2)のほうですが、通所事業所の利用者の方々へのグループヒアリングということで、幾つかの本日来ていただいている、事業所のにもご協力をいただきまして、どうもありがとうございます。こちらの調査につきましては、基幹相談支援センター、そして、東洋大学の学生さんにもご協いただき、高山先生、志村先生、ありがとうございます。

結果の概要ですけれども、障害種別・内容別で大体こういう形ですが、細かい内容はまた改めまして、ホームページ等にもアップしていきたいと思っております。

庁内のアンケートもとりました。そういった相談・苦情がありますか、対応に困ったことありますか、あるいは、配慮していることのソフト面・ハード面、どんなことがありますかとか、全庁的な対応として希望するもの、こういったものを聞いている内容となります。こちらについても概要をまとめていく予定でございます。

それと、最後の参考資料に細かく書いてあります。これはどちらかというと、地域協議会をつくっていきますよとなりますが、どこにどうつくっていくかというようなイメージですね。

ちなみに、この障害者差別解消法に関して障害者差別解消推進本部というのがございまして、これは文京区が区長を本部長につくっております。メンバーは部長級、その下に課長級の幹事会をつくりまして、福祉部長が幹事長、こういった組織でやっております。

それと、これからつくっていく地域協議会ということになります。地域協議会は本部に対しても意見を言っていくというものとなります。地域協議会の役割ですが、その相談にかかわる協議や、地域における差別解消のための取り組みに関する提案にかかわる協議ということになります。

これを左側に既存の組織、福祉計画に関係しますと障害者部会、それから、自立支援協議会に関しては、こういったものがございますので、いずれかに位置づけながらやっていくという方向で検討をする予定でおります。

説明は以上です。

高山会長：ありがとうございました。

今、説明がありましたけれども、これは国と地方公共団体に、この不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮をしないと書いているんですね。

ただ、もう一つ、事業所に関して、事業所というのは民間あり、営利・非営利含めて事業所にも課せられているんですが、事業所においては不当な差別的取扱いは禁止されますが、合理的な配慮のところですね、過重な負担がある場合は、その合理的配慮を免除するということがあるんですね。しかしながら、この行政においては、この不当な差別的取扱いと合理的配慮をしなければならないという、これは義務化されましたので、こういう対応要領をつくらなきゃいけないというふうになっているわけです。いろんなほかの絡みもありますけれども、4月1日から施行されますので、今は準備を進めているところであります。何かご質問やご意見があればと思います。

特に、資料第1-1号で、この解消法ですから、いろんな意味で差別の事案が挙がってくる可能性があるわけですね。そういうものに対して、どういうふうにそのことを議論していくかというところにおいて、この上から三つ目の障害者差別解消支援地域協議会という、そういう協議会がまた新たに発足する予定のようです。そういう意味では、このいわゆる差別解消地域支援協議会とこの自立支援協議会が、どういうふうにリンクしていくのかというのは、極めて大きい話ですね。

その自立支援協議会の中に就労支援専門部会や相談支援専門部会や、あるいは権利擁護部会がありますから、特に就労支援のところであるとか、ほかの部会とも、これリンクしていかなくちゃいけないということがありますので、この協議会のあり方についても、ぜひ議論をしていただきたいなちょっと思っています。

何かご質問等がありましたら、また、ご意見等がありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

清水委員：ハローワーク飯田橋の清水です。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

先程課長からご説明いただきました、文京区対応の職員対応要領の7ページの合理的配慮の具体例のところなんですけれども、6番の合理的配慮の具体例。一の合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例のところなんですけれども、ここでちょっと一つお伺ひしたいのが、エレベーターが使用できない方の場合、その方への対応の階段避難器具等の設置とか、そのあたりはどんな感じになっていますでしょうか。避難のときにエレベーターが使

えなくなったときの避難用の対応はどんなふうに、特に身体の方

障害福祉課長：確かに、その部分も実際の防災の関係では出てくると思います。

実は具体的にはまだ出てきてはいないところなんです、今はマンションにしても、エレベーターが使えない場合はどうするかということで、お一人でも降ろせるようなものがあったりしますけれども、多分そういった話で、工夫、あるいは準備をする話になるかと思います。ハローワークさんでもそれが一つの悩みどころというところでしょうか。

清水委員：うちも今、要求をしているところなので、1人でも車椅子みたいに階段を降ろせるイーキャリアチェアというものがあるんです。ああいうものの設置をうちも求めて要求しているところなので、シビックセンターは高層なので文京区さんは、もうちょっとそういうところもぜひ検討していただければと思います。

障害福祉課長：本当に大事なことだと思います。

高山会長：ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

今、清水委員がおっしゃっていただいたように、これは差別じゃないかということを示意表明しないといけないんですね。そうなるんですね。そういう意味では、特に当事者の方々が意思表明するということもありますけれども、例えば、意思表明が難しい障害のある方がおられますから、そういう場合は関係者の方々が、今のような形でやはり代弁をしていくみたいなことも必要で、そういう事案がたくさん挙がってこないとわからないことがたくさんありますので、今のこの避難の時の配慮みたいなところは大切ですよ。だから、そういうものと積み重ねていかなきゃいけないということになるかなと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

障害福祉課長：大きな枠のことをちょっとご説明しておいたほうが良いと思うんですが、このパンフレットをお出してください。

差別解消法は障害者権利条約の採択に始まるものということで、そのあたりから幾つかの一連の法律が、基本法の改正も含めて、虐待防止法だとかいろいろできました。その法整備の中のひとつということなんです、こんなことはありませんかという、レストランを断ったりとか、スポーツクラブを断ったりとか、そういうよくあるのは、うちは部屋を貸しませんみたいな、これが一つの事例ですが、コンパクトにまとまっています。

この法律がどんな法律ですかということで、差別をなくす法律なんです、障害者対象となる方は、いわゆる3障害は当然ですし、手帳がなくても、心身機能の障害があつて継続的

に困難性がある方ということになります。

柱は不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供、これをしてはいけませんよという法律ですよということになります。ここが大きな中心概念ということと、その配慮を求められる社会的障壁、体の状態とかいろんな障害は個人のだったとして、それを困難性につなげるのは社会のほうの障壁ではないかという考え方ですね。

具体例がありまして、そのそれぞれの法律が責務を課している状態として、国、地方公共団体は不当な差別的取扱いは禁止ですし、障害者への合理的配慮は、もう法的義務になるというものです、4月1日からですね。

それから、民間事業者の場合ですけれども、当然その企業一般もありますが、個人事業者ですとか、その非営利事業者も含まれたもので、ここについては不当な差別的取扱いは禁止ですが、合理的配慮については努力義務と、こういうようなつくりになっております。法の大枠はこういった形です。

そして、それに基づいて今、先程お話ししたのは、文京区としての取り組みをご説明したということで、ちょっと説明が逆になってしまいましたけれども、こういうものに関するものでございます。

高山会長：ありがとうございます。

佐藤（澄）委員：合理的配慮に当たるかどうかわかりませんが、障害者の防災に関して、要援護者名簿の登録に関しては、愛の手帳3度までは、文京区のほうで手配というか、手続をさせていただきますけれども、愛の手帳4度に関しては、自分で登録しなさいということなんですね。ですけど、4度といえども、意思疎通ができないということは、かなりネックになっていますから、やはり4度も含めた配慮をしていただきたいというふうに思いますので、それも合理的配慮の中に入れてほしいと思います。

高山会長：そういうご意見もあるということですね。ですから、こういう具体的なことを出し合いながら、どういう配慮が必要なのか、あるいは、そのことを考えなきゃいけないということになると思いますよね。

そういう意味では、障害の種別によっても変わってくるかもしれません。

例えば、道路の段差がございませぬ、ここに。ここに3センチ程度の段差で車椅子というのは進めなくなるというんですが、視覚障害の方にとっては、この白杖を使う方は段差がないとわからないというんですね。ですので、そういう意味では、そこでいろんなギャップが出てくるわけですね、障害によって。ですから、そういう意味では、そこら辺のところを

どういふうに、区民の方含めて理解していただいて、何が配慮なのかということを考えなきゃいけないというふうになると思いますね。

いずれにしても、例えばよく言われるのは、障害があることを理由に、火事が出るかもしれないということでアパートを貸してくれなかったとか、そういうのって割と象徴的にずっとあるわけですけども、特にこれは文京区が職員の対応要領をつくるとか、こういうことをやっていますけれども、特にこの行政の中で何かフィードバックしていくことがあればというふうに、思うんですけども、いかがでしょうか。

具体的に言うと、行政のそのサービスにおけるの差別ということですから、そんなのいっぱいあるのかなという感じもしないでもないですね。そういう意味で、あとはコミュニケーションのところの問題、そういう意味では、この障害福祉課だけではなくて、全部の部署にかかわってくるんですね。ですから、障害福祉課とか福祉事務所だけに来るわけじゃないわけですから、特にこの建物の中でのこともあると思うんですけども、何かそういう意味でご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課長：ちょっと補足を。庁内のアンケートをとりまして、全ての課ごとに書いてもらったんですが、こちらが想定している以上に、かなり熱心にみんな書き込んで戻してくれます。それだけ障害者の方が、いろんな部署に、いろんな関わりを持ち始めているし、いろいろなやりとりがあるんだなという、障害分野だけじゃない話なんだなということがすごくよくわかりました。

ただ、その職員が戸惑っているのは、どういふうなサポートをすればいいのかと、それは日本人全般がそうなのかもしれませんけれども、どうしたらいいんでしょうみたいなところで困っている部分だったり、あるいは、少々要求の強い方に対して、そこまで要求をのんでいいのか、よくないのかという、合理的配慮の部分のどの程度が妥当なのかがよくわからないという場合だとか、あと、お子さん関係のところは結構困っていたみたいで、例えば、子供がもう率直にいろんなことを言っちゃう。何で足がないのかとも言っちゃうんだけど、どう言えばいいんでしょうみたいな話だったりとか、そんなような素朴な悩みが結構寄せられていました。

また、どういふう窓口対応、何を揃えなきゃいけないのか、コミュニケーションボードだったり、杖置きだったり、そのところがよくわからないので、全般的にどういふう障害の方にどういふう配慮をするべきなのかを、もう少しきちんと理解したい。職員の希望としても随分出ておりました。

ちょっと補足の情報です。

松下委員：要は、今、お話のように職員対応要領があつて、やっぱり実際に対応される方は、非常に戸惑われるんだと思うんですけども、今、会長のお話にもあつたように、その事例を積み上げていく中で、どういうふうにそれを検証していくとか、職員さん方にフィードバックしていく仕組みというんですかね、そういったようなことは何か検討されていらっしゃるんですか。

障害福祉課長：職員対応要領で行きますと、3ページのところの2、3と書いてあるところなんですけど、これ職員に対するものなんですけれども、第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、福祉部障害福祉課に集約し、相談者のプライバシーに配慮した上で関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとするということで、庁内に関していろいろな課題がある場合は、それはみんなで共有していい形にしましょうねというのは一つあります。

ただ、庁内の話なので、地域の話となると、さっきの地域協議会、そっちのほうで共有して、地域の関係者の方、当事者の方も入ってもらった中で、こんなことがあるんだけどを話せていければいいなと思っています。

高山会長：よろしいですか。

行成委員：意見というよりは感想なんですけれど、この障害者差別解消法というのが今度施行されるということで、私どもの施設の職員などにも、研修に出るようになるとか、よく読むようになるとかという話はしているんですけども、何かどちらかというところと迷うのは、自分たちの施設の利用者の方々に、この法律をやっぱりどうやって説明していくかというところはすごく迷っています。こちらのほうでは結局いろいろな対応要領を作ったり、体制のほうは整われていると思うんですけども、やっぱり、当事者の方々に、これからは不当な差別を受けたと思ったらノーと言えるんだよとか、どういう場合にノーと言うんだよとかというのを、これからどうやって説明していこうかなというのがすごく迷うところで、うちは精神の施設なんですけれども、すごい声を上げる人もいますけれども、大半は多分不当な差別とかを受けていたとしても、それを表現されない方々が多いと思うので、そういう意見をどうやって汲み取っていくのかなというのが、行政というよりは、私どもの施設でちょっと悩んでいるところです。

高山会長：それは極めて重要なところで、またそのとおりなんです。そういう意味では、先程言いましたように、この差別の問題、これは差別だという意思表示があるからというのがスタートになりますからというところだったんですが、そういう意味では、この自立

支援協議会との絡みが出てくるというのはそこで、これはその差別解消法が特化してあるんじゃないかと、これは障害者権利条約の流れの中にあるわけですね。ですから、これは差別なんだと、変えてくれというのは、これ権利の主張なんですよね。ということは、障害者の権利条約を、まず当事者の方々にどう伝えていくのかということ、やっぱり考えなきゃいけないというのが前提条件だと思うんですね。そうすれば差別や虐待やとなりますから。

そういう意味では、例えば権利擁護専門部会に、そういう当事者の方々にその権利条約というものを、どういうふうに理解していただくかみたいところを考えていただくような、そういうような来年の流れをつくっていくのも必要なんじゃないかなと。そこに相談支援も就労支援も入ってくるとは思いますけれども、そういう意味では、その当事者の方々にこの差別解消法のことでもそうですけれども、この権利条約の内容に関して、しっかりと理解していただいてというような形の何かつくっていく必要があるんじゃないかというのが、自立支援協議会の自立のところ絡んでくるかなと思いますので、行成委員のご意見はとても大切なポイントなんですよね。ですから、そこら辺のところポイントになるかもしれませんね、自立支援協議会としてはですね。ありがとうございます。

障害福祉課長：補足で。少なくとも、今日配布しましたパンフは、どちらかという区民の方への啓発用ではあるんですが、来年度に向けては相談窓口がもうはっきりしましたならば、パンフに書き込む形でつくる予定でおりますので、利用されたいということであれば、ぜひ、必要部数をお送りしたいと思っておりますので、できましたらまたご案内したいと思います。

高山会長：4月1日からスタートしますので、いろんな意味で連携をとりながら、特に差別解消法の支援地域協議会ですか、そこの関係をどうつくっていくかを含めて、ちょっと走りながら自立支援協議会のほうも考えていくということにしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

次は、議案の(2)に行きたいと思っております。地域生活支援拠点の整備に向けた検討です。これも事務局より説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、A3判のものですが、今回、地域生活支援拠点についてのアンケート、回答をいただきましてありがとうございます。事業所の方々にアンケートをお願いしたところです。

このものはこの障害者計画の118ページにございます。

118ページの前に117ページをあけていただければと思いますが、第7章というところがございます。障害福祉計画における成果目標ということで、これはこの27年から3年間の計画に当たり、国が――最初にちょっと読みます。

国は障害者総合支援法に基づく第4期障害福祉計画の策定に当たり、障害福祉サービス及び相談支援、市町村の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が、総合的かつ計画的に図られるよう基本指針を示しています。ということで、基本指針では、福祉施設の入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設からの一般就労への移行の4点を成果目標に掲げるということになっておりまして、その成果目標を達成するために必要な活動指標を定めて、その見込み量を結果に入れなさいということです。ということで、文京区としての取り組みが、その1の(1)から入っているものになります。

この中の(3)が、本日のテーマとなります地域生活支援拠点等の整備になります。

こちらなんです、ちょっとここは短いので読みますと、基本指針では、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害者の地域生活を支援する機能、相談、体験の機会、場の提供、緊急時の受入対応、専門性の確保、地域の体制づくり等を集約し、障害者支援施設等に付加した拠点を、平成29年度までに少なくとも1カ所整備することとしていますということで、本区では、地域の課題や資源等の実情を勘案し、地域自立支援協議会や関係機関等と協議しながら、平成29年度末までの整備が可能となるよう検討を進めていきますということで、まさに、今日はこのテーマについて自立支援協議会で検討するという中身になります。

また、趣旨については、ここに書いてあるとおりとなります。

こういったことを含めまして、文京区という地域の特性も踏まえながら、どうしていくかということでございます。

本日お配りしてあります資料2-1と2-2なんです、2-2というのが、もう各委員のご意見をそのままテーマごとにベタ打ちしてありまして、かなりの分量がございます。本当にたくさんのご意見、どうもありがとうございました。

そして、2-1のほうでそれぞれ抜粋してまとめてございます。2-1のほうをご覧ください。

文京区の地域特性ということで、各項目ごとにまとめましたが、まず、生活環境・住居のほうなんです、かなりのご意見として、上から半分ぐらいが家賃が高いということで、物

件確保が困難だということは、皆さん異口同音におっしゃっているところは一つございます。

それから、下のほうですが、経済的に裕福な家庭が多いということで、この良し悪しもあるんでしょうが、困っていないので支援者の介入は難しいということだったり、自立心がなかなか育たないということ、家族への心理教育、こういった部分があるなということですね。

医療に関係した部分ですが、やはり精神の方々からのご意見が随分多かったですけども、いずれにしても、どちらにしても大学病院がいっぱいあるということの良し悪しということですかね。高齢の方もそうなんですけど、こだわりがどうしても大学病院がいいという形がありますが、その受診の時間が長時間になってしまうことだったり、フレキシブルな対応が難しかったりということがあります。

教育の部分ですが、教育現場との連携がちょっと難しいので、早期発見の仕組みがまだつくられていない。それから、知的障害の方については、区内に都立の特別支援学校がないので保護者への負担が大きいという話、それから、一般的にその区立の中で福祉教育の部分がまだ不十分だなということだったり、小さい頃から障害のある方と出会える場や学べる場が必要であろうということもございます。

それから、右側のほうです。施設の部分。これは住居にも関わる部分かもしれませんが、まずはグループホームが少ないという意見が結構多かったです。それと、一番上の意見にもありますように、生活の訓練をする場所が少ない、場所もそうですし、そういったほかのほうでも生活訓練の部分ですね、体験の場所、機会が少ないということが結構出ておりました。ちょうどいい感じのタイミングで、そのグループホームになかなか入れない。それから、指定相談支援事業所が1カ所しかないというのが一番最後でございます。

サービスの部分ですけども、地域生活安定化支援事業の事業所、3つありましたか。これ精神のほうですよ。ということで、ここは支援する仕組みはできているということがございます。このそれぞれの関心のある分野において、そのサービスが足りている、足りていないがちょっといろいろ意見があるのかなというところですね。

身体・知的に関してのほうは下にありますが、こちらのほうは基本相談・一般相談を身近に利用できる場所がない、そういう意味では、相談機能がちょっとこちらのほうが少し薄いのかもというところでしょうか。

それから、マイファイル「ふみの輪」というのは、これはお子さんの保護者さんが書かれますけれども、そういったものの利用、これがあることの強みもあるけれども、その活用についてもう少し工夫が要るのじゃないかということ。

連携についてですが、ちょうど規模のこともあって、ある程度できているのかなというところもございますが、それぞれまだ課題があるし、連携が要るよねという感じですね。

次のページですけれども、読んでいくと長くなりそうなので、次は相談に関して書かれております。基幹ができてよかったねということだったり、いろいろその相談支援事業所の課題が書かれております。人材育成についてもいろんな課題があるということです。

それから、次、3枚目、体験の場。ここがいろんなどういう形で自立していける力がつけていけるんだろうというところが、かなり出ております。それから、専門的人材の確保ということでまとめられております。

こちらのほうを前提としまして、文京区としてどういうものをつくっていくか。もう一度繰り返しますと、相談、体験の場、そして緊急時の対応、地域の体制、これをどのようにつくっていくかということで、これらの意見を踏まえて検討していければと思います。

以上です。

高山会長：ありがとうございました。たくさんのご意見、ありがとうございました。

これをもとにして、少し今日は共有しながらと思いますので、何かこれ以外にご意見があればと思いますが、感想でも結構ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

障害福祉課長：ちなみに、本日はこういった形で、この地域生活の支援に関して皆さんの意見を共有するというのは、もう本当に初めてですので、まず目的は、いろんな立場の方々がどういう課題意識だったり、認識をお持ちかということの共有も目的です。そして、具体的な検討については、来年度1年間かけてやっていく形になるかと思います。そして、29年度の年度途中ぐらいに始めるためにということで、本日の目的は、まず出していただいている意見、そしてその補足だったり、感想だったりをいただいて、共有を目的としたいと思っております。

高山会長：今年度から新しいその障害者福祉計画が、その3年、27、28、29ですね、という形でスタートしたんですが、もう来年度、また新しい計画の調査をしたりしなきゃいけないんですね。そういう意味では、次の計画の中にその地域生活支援の拠点の、ある意味で数値化も含めて盛り込んでいかなきゃいけませんので、今日は最初の最初ということなんですけれども、そういうちょっとご意見を聞かせていただいてということになろうかというのが、今、課長が話したんですけどね、いかがでしょうか。

特に、精神病院のいわゆる患者の方々の社会的入院の問題というのは、今は全国的な問題になっていますよね。

それから、もう一つは、ちょっと最近、私、都外施設ですね、東北にある山形、青森、秋田のところにちょっと呼ばれることが多くて、行ってきたら、文京区区民の方がいるわけですよ。

やっぱり、都外施設の文京区民の方々というのは、措置されてきているわけですね、基本的にはその時代。その方々がそこで自立をしていたり、いろんな支援があるわけですがけれども、その方々がどういう思いをしているのかということ、やはり確認する必要があるんじゃないかというふうに私は思っているんですね。今、3,000人ぐらいいるんですよ、東京都民の方がですね。ですから、そういう意味では、そのところをどうするかということは、一つポイントだと思うんです。

そういう意味では、文京区民の方で都外施設にいる方はどのぐらいいるのかとか、そういうこともやっぱりこれから考えていかなきゃいけないというのは、まさに、この施設からの地域移行、そこがポイントになっているんですね。

別に都外というか、その東北だけじゃなくても、たくさんそういう意味ではおられると思いますけれども、その辺のところの実態がどういうふうになっているのかということは、検討していかなきゃいけないことかもしれませんねということなんです。

しかし、もう一方で皆さん書いておられるように、じゃあ、地域移行といったときに、じゃあ、どこに例えば住んで、どういう支援が必要なのかとなってきましたけれども、この住むというところが、やっぱり日本の福祉政策の中にはないんですね、住宅政策みたいなものが。そういう意味だと、そこが浮いちゃって、地域によっては文京区のように高い家賃のところに関しては難しいという、こういう論理がずっと続いているわけですよ。そこに対してどう突破していくのかというのが、実はないと多分進まないのがね、割とシンプルなところなんです。そこら辺のところをどうするかということもありますけれども、いろいろな地域生活支援拠点と言われてはいますが、実は文京区独自のいろんな問題なんか多分あるんだろうと思いますので、何かご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課長：ちなみに、都外移設への入所施設は障害者計画の25ページにございまして、25ページの下に入所施設等の入所者数と入所場所なんです。身体障害者の方で都外は10名、施設入所、そして、知的の方で53名の方が都外施設、都外施設ですので関東圏もございまして、東北とかもあるということになります。

また、これまでのイメージが割合、特に知的の方ですと、自宅から親御さんが将来はというときに、グループホーム、そして、できれば近くのアパートにみたいなイメージを前はす

ごく持っていたんですが、最近とにかく伺うのは、一旦経験されて2～3年でまた家へ戻られる方だったり、あるいは、そのグループホームを経験しないでずっとご一緒になられて、それで親御さんが亡くなられるケースで、じゃあ、その自立のイメージが必ずしもグループホームだけでもないのかもしれないんですが、そういった自宅で残られた場合ということも想定は要るのかなという感じがしております。

かつては、本当にそれで都外に行っちゃったりとか、そういったことが多かったような気はするんですが、今はそういう時代でもないのかなというところかと思います。

佐藤（澄）委員：リアン文京ができて入所者が40ですか、それで、地域移行ということに関して、やはり親御さんは大変敏感になっておられますし、でも、武蔵野会は大丈夫だよと言ってくださっているというふうなことで、安心していらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、リアン文京に帰られた方でも、それこそ地域移行で3年、3年で、あちこちと渡られた方もいらっしゃるの、その点は本当にかわいそうな思いをされたなというふうな感じはしております。

それで、やはり私たちがグループホームと考えたときに、本当に豊かに暮らしているのかなとか、守られているかなというのとか、いろんな面で不安もありますし、でも、そこへ入って安心していらっしゃる方もいらっしゃるの、何とも半々ですので、何とも言えませんけれども、本当はいつまでも親が元気でいられればいいんですけども、そうはいきませんので、やはり私が考えていますのは、やっぱり65を過ぎたら介護保険が使えるのであれば、家庭で自立できる障害者が、やはりそういうものを使って生活できたら理想かなというふうなことも時々考えるようになりました。

それから、やっぱりそういう制度も含めて、いろいろ考えていただきたいなというふうに思っております。

高山会長：そうですね。一昨年に、知的障害の通所の施設の方30名に生活のことの調査をしたんですね、文京区内で。そうしたら、通所施設なんですけれども、いわゆる、コミュニケーションがとれる方を30名ぐらい、豊島区と文京区と一緒にやったときにわかってきたのは、地域で住んでおられるわけですよ、通所施設ですから。しかしながら、その人間関係の幅が家族と職員しかいないんですよ。見えてきたんですよ。

それから、いろんな行事なども文京区が提供する行事が幾つかありますよね、それに参加するだけみたいな方々が80%ぐらいいるという事実が出てきたわけですね。

ですから、いわゆる入所施設って、そういう意味ではいろんな隔離されていますけれども、

もしかすると、区全体の中でも、ある意味でもうこの入所施設系みたいなものができちゃって、参加する場所があんまりないというのが見えてきました。

ですから、そういう意味でも、家から施設に通って、そして帰ってきて、そして関係性は家族というのが中心だと、あるいは、職員の方との関係性、あるいは、その利用者の方の関係性しかないというのが浮かび上がってきたんですね。そういう意味では、単なるグループホームに住むとかという話ではなくて、むしろ、何かその地域でその人らしくどう暮らすのかということの参加の概念だとか、いろんな関係性がとれる関係だとか、これは前から言われているのは、大学がたくさんありますので、特にスウェーデンなんかはコンタクトパーソンと言われる、いわゆるお友達という制度が極めて大切なんですね、地域生活をしていくときにですね。コミュニティーフレンドってカナダでは言っていますけれども、そういう仕組みなんかもやはりつくっていかないと、多分、住居の問題は大きなファクターですけども、いろんな意味でその参加のところを含めて、参加をしていかないとさっきの差別の問題も見えてきませんから、参加をすることによって、差別とかということに関していっぱい出てくるわけで、そういう意味で、総合的に考えていかなきゃいけないんだろうかなと思いますね。

特に、安達さん、たくさんこの出ていますけれども、何か。

安達委員：大事な議論の始まりなのかなと思ったので、私の意見というよりも、これを基幹の職員全員に渡して意見の集約をしたものになります。

ですから、私はもともと精神とか難病でしたけれども、そうじゃなくて知的の対応をしている職員も含めてのこれは意見、さまざまな意見を全部載せたというような形になっております。

あと、やっぱり基幹相談支援センターとしてやっていく中での見えてきている課題なんかも、ここに入れさせていただいているというようなことになっているかなと思います。

高山会長：ありがとうございます。基幹相談支援センターのご意見がここに入っているということですね。そういう意味では、基幹はすごく大切な要になってくると思いますので、この辺のところとほかのところの連携をどうとるかというのは大きいですね、確かにね。

下田委員：民生委員の下田でございます。

相談のところを見ますと、やはり基幹相談センターの存在というものが、とても大事になっているということを皆様が書いてくださっているので、私たち民生委員も本当にそれを感じております。

相談者として精神障害者もご自身から相談に来る人はいないんですけども、その人から

被害を受けている人からの相談はとて多くなってきました。

その被害を受けている人に基幹センターに行ってお覧なさいと伝えています。被害を受けている人からの相談が情報提供になり、対応して下さる場所があるということはとてもありがたいと思っております。

相談を持っていくところは、そこで合っているのかどうかということは、民生委員としてはお尋ねをしておきたいと思えます。もっとほかに直接持っていく場所があれば、そのように動いていきたいと思えます。

安達委員：そういう近隣の方々の困っている情報をいただいて、当事者の方にやっぱりアクセスして、当事者の方との近隣の方の調整をやっていくのも基幹の仕事だと思っておりますので、そういう相談はこちらで大丈夫です。

結構、最初のころはいろんなパンフレットを配ったりとかで、宣伝はさせていただいてますけど、まだ全然足りないというふうに思っております。そういうご意見だと思うんですね、これは。

うちのやっている今の内容そのものが、結構そういうことを中心にやっちゃっているとか、やっている状態なので、かなりその家族支援、家族の調整であるとか、近隣の調整であるとか、そういういわゆる困難事例というふうに呼ばれている方々の、かなりの数を対応しているものですから、逆に施設通所をしている方、安定して通所をしている方と、うちが絡んだりとかということが余りないし、ほとんどまだない状態なものですから、そういう意味での、まだやっぱり浸透していないというところは大きいかなと思うので、それは今年度やっけての反省としてはあります。

管委員：相談ということが絡んで、医療と相談というところにも連携してくるかなと思うんですけども、障害者計画の27ページを見ていたんですが、27の相談支援と権利擁護というところで、困ったときの相談先が誰になるかというところで、確かにグラフを見ると、上から四つ目のところですけども、精神の方はやはりすごく多いですね。家族に7割ぐらい相談をされますけれども、やはり精神の病気の方は、6割ぐらいの方は主治医に生活の相談を結構されることが多いです。

実際、我々なんかも、私も一応、東大病院にはいますが結構長いです。そうすると、文京区に住んでいらっしゃる患者さんをたくさん見えていますので、そうすると、それこそ仕事だとか、学校だとか、生活のこととかはやっぱり相談されることはものすごく多いです。

一方で、先程の資料2-1の医療のところを見ていたんですが、やはり文京区内、確かにう

ちも含めて、やっぱり大学病院がたくさんありますので、そこに通われている文京区民の障害のある方がたくさんいらっしゃるんですが、一方で、大学病院の特性として、特定機能病院であるというところが一つと、あとはもう一個、中のスタッフが非常にくるくる代わるんですね。たまたま何か自分はずっと東大にいるものですから、長く見られているんですけども、大体1~2年で代わってきますので、そうすると、やはり信頼関係を築いて相談していくという意味では、その大学病院の医者ってあんまり向いていないんですね、実際のところ。

仮に入院となったら、後方転送とか2ヶ月とか3ヶ月で、それこそ、都内だったらまだいいですが、都外の病院とかに送られてしまうことも結構ありますので、そういう意味では、私は自分自身文京区民なので、連携をとる意思是強く持っているつもりなんですけど、ほかにその文京区の中で医療機関をやっている、診療所とかでもいいと思うんですが、区の中で根差してやっていると先生とかが、もう少しこの枠組みとか、中に入って、自立支援協議会も含めてですけども、ほかの部会とかも含めて入ってくると、より連携が取りやすいんじゃないかなというふうな感じは持っています。

高山会長：そうですね、ありがとうございます。大学病院の特性みたいなところがありますから、そういう意味では、精神障害の方々のある意味で支援ネットワークみたいなものが、元々あったりするんですよね。

今の管委員のご意見のところでは何かございますか。

行成委員：そうですね。私もこの数年、入院の支援から退院の支援までさまざま行っているんですけども、今までの話にあったとおり、やはり文京区って大学病院が中心で、今、2カ月、3カ月と言いましたけれども、最近はもうちょっと早く、もう40日ぐらいで退院の方向なんですね。だから、入院したときに、もう退院をいつのスケジュールにするかみたいな話が出てきてしまって、なかなか腰を据えた治療というのが難しい状況で、かといって、長くなりそうな人はやはり先程先生からお話あったとおり、都外とか、都内でもちょっと遠いところですね、精神病院のベッドが多いところは西のほうに結構偏っているので、西のほうの病院とか、近場だと埼玉県とか。昨年、私、八代とかに結構行きましたけれども、あちらのほうに飛ばされるという言い方は悪いですけども、あちらに送られてしまって、そうすると、やっぱり退院までの支援がすごい時間がかかっちゃうんですね。結局、近場だったら、もうちょっと医療機関と連携をとりながら、早目に退院の方向で進めていけるんですけども、一度ちょっと遠いところに行ってしまうと、そこまで行くのに私も半日とか使ったりするので、そうするとしょっちゅう行けるわけじゃなくなるので、

どんどん、どんどん退院が先延ばしになったりして、そのあたりのことは、やはりどうしたらいいのかという問題はあります。私もよくわからないんですけども、何かもう少し例えば一般相談みたいな事業を、もう少し積極的に広げていけないとか、今、私どもの受けている地域生活安定化支援事業なども、もう少し事業所を増やしたりできないかなとか、そんなことを考えたりします。

以上です。

高山会長：ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

安達委員：今、管先生のご意見が非常におもしろいなというふうに思ったところが、生活支援という視点を持って、大学病院の先生方と診療所の先生方と、あと、実際の生活支援しているところ、事業所等が集まって、ちょっと顔の見える関係になって話ができていくとなると、相当変わっていくのかなというふうに思ったものですから、何かそういうのを具体化していけたらおもしろいなと、非常に生活支援、特に精神障害者の生活支援に関しては、治療とその生活支援というのがすごい連携がとれて、前に進んでいくような気がしました。

高山会長：そういう意味では、保健・福祉・医療の連携と言われているものですが、なかなか実態的には、その縦割りで進んでいかないということになっているかもしれませんね。新しい部会をつくれますか。これは冗談ですけど。

安達委員：部会の問題ではそうなんです。やっぱり生活を支援していくという視点の部会が、具体的にないのが今現状あるのかなと。就労を考える、相談支援のことを考える、あと、その権利擁護というところは考えるけれども、その生活そのものをやっぱり考えるという部会がないのが現実なので、それはそれでちょっと考えていただいたほうがいいかなと思います。

高山会長：その部会に関しては後でまたと思いますので、そういうこともこの親会としてちょっと舵取りしていただければと思いますね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。そういう意味では、障害別にまた違いますよね、そのあり方というのが。ですから、そこら辺のところも含めていかがでしょうか。

障害福祉課長：ちなみに、高齢のほうも本当ににっちもさっちもいかない状態もあって、医療連携だとか、病診連携とか、かなり課題になっていて、平成20年ぐらいから都のモデル事業をうちもとったりして、それこそ、とにかく集まって話しましょう。規模も大きいん

ですけれども、やってきています。

今はもう、今度はデータを情報をどういう連携にしていこうかというレベルに来ていますが、最初は本当にお互いの言葉がわからない。ケアマネさんと、地域の先生、医師会の先生方と、あと、特定機能病院の方、一般病院の方と色々なメンバーが集まった場を、今で言うあんしん相談センターの、いわゆる地域包括支援センターがキーとなって場をつくってきて進めてきているという形になります。

障害についてはもう少しシンプルにもできそうと、要するに基幹も1カ所ですし、関係する診療所ですとか、病院のほうもある程度絞りながらできそうな気がしますので、ぜひ、そういうあたりは、特に基幹との関係で取り組みのほうを検討できればと思います。

あと、ごめんなさい。診療所というと、どういったところがあるんでしょうか。そこが私よくわからないんですが。区内の診療所で精神の……。

瀬川委員：一つの最寄り駅の周辺に2～3カ所はあると思います。

障害福祉課長：そうなんですか。

瀬川委員：すごい今増えている。

安達委員：増えています。

障害福祉課長：増えている。わかりました。

安達委員：本当、先生方によって、その支援の方法であるとかが大分違うものですから、そういう意味でも、ちょっと一度、診療所の先生方を顔を合わせてほしいというのはあるんですね、現実には。

行成委員：もうちょっと補足すると、要するに、精神科とか心療内科に通われる人で、統合失調症、ここで話している精神障害の統合失調症の方は、かなりマイノリティーに近いとか、実質はかなり気分障害とあって、鬱病とか、不安障害とか、そういう方々がすごく多くて、多分、今、まちでどんどん出ているクリニックも、どちらかといえば、そういう方々を対象にしていまして、やっぱり、今ここで話している精神障害者の方々をどうやって医師の方とかと連携したり、情報共有の場を持っていくかということ、やはり、今、ベッドのあるような病院の先生とかを、まず最初に考えていくのもいいのかなとは思いますがけれども。

保健サービスセンター所長：ちょっと今の意見に追加の感じですけど、やはり増えているクリニックさんというのは、どちらかということ、鬱とか、メンタルなど、ストレス的なものも結構増えている状況だと思いますので、そこまで広げるとちょっと今度は的が絞りづらく

なってくるのかなと。そうすると、今、行成委員がおっしゃったように、ある程度、統合失調症ならそこにポイントを置いたところからスタートしていかないと、つくったけれども機能しないという可能性はあるのかなと思いますが、そこはちょっと考えどころかなと思います。

高山会長：あと、そういう意味では、保健師の役割って大きくなりますね、その精神の方々に。加藤委員、どうですか。

加藤委員：今は仕組みというところでお話が進んでいるので、確かに、その仕組みとしてはないかもしれないんですが、個別のケースワークを通して、これまでも福祉の方と医療機関と連携をとりながら、その人がどういうふうに暮らしていくのがいいのか、どういうサインを見逃さないかということについては、かなり積み上げてきているものがあると思うんですね。なので、そういうものを活かしながら、仕組みづくりというところを模索できればいいのではないかと、今はそんなところではないかと感じました。

高山会長：保健師の方々が丁寧に関わっておられる支援がありますので、その積み上げをどういうふうに仕組みづくりに、加藤委員が言われたところというのを、やっぱりきちんと考えていかなきゃいけない場も必要ですね、そういう意味ではねということだと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

もうちょっと幅広い議論が必要になってきますので、今日はそれがスタートしたということで、これをどう具体的に具現化していくかという、その仕組みづくりを含めてですね、今後は考えていかなきゃいけないということになりますので、後でまた部会のあり方などもご意見いただければと思いますけれども、ぜひ、このことを意識していただいて、それぞれのところで吸い上げていただければというふうに思っています。よろしく願いいたします。

それでは、次に行きたいと思います。障害者基幹相談支援センターの活動報告、よろしく願いいたします。

安達委員：活動報告をさせていただきます。資料の第3号です。

それでは、4月～11月までの実績に基づいて、報告をさせていただきます。

1番目の相談の実人員、人数ですけれども、大体40名前後での推移をしているかと思いません、今のところは。

それから、相談件数もこのように、10月が一番多くて400件を超しておりますけれども、300～400件で今は推移しているのかなという、そんな状況です。

あと、相談方法別の相談件数としてはご覧のとおりで、特に下に所感として書いてありますけれども、困難ケース、いわゆる地域での調整であるとか、あと、家族全体の支援をしなくちゃいけないとか、やっぱり、本人、医療機関に繋がっていないけれども、病識もなくて、それどうやってつなげるかというようなこと。いわゆる、そういうちょっと対応が困難というふうに言われているケースの方の対応が大幅に増えております。

次のページ、2ページに行ってくださいますと、相談者の内訳としましては、所感に書いてありますけれども、いろんなところとの相談を受けながらというか、やっておりますけれども、本人だけじゃなくて、ご家族の方であったりとか、そういう方々が相談の相手というふうになっております。

まだ、児童関係機関との連携は、まだちょっと少ないというか、なくて大丈夫なのか、もっとあったほうがいいのかというのは、その辺ちょっとまだよく見えていないところですが、現状の数字としてはそんなところですよ。

あと、本人、家族、行政機関からの相談が全体の半数近くというふうになっております。

(5)番、相談内容にかかる障害の種別というのは、精神障害者の相談がやっぱり圧倒的に多い、50%~70%で推移しているのかなというふうに思いますけれども。

あとは、視覚障害の方、知的障害の方というふうに続いております。

精神障害者の方の中には65歳を超えていたりとかという、そういう高齢者の方への対応も含まれております。

次、3ページですと、年代別は、成人の方の相談が主ですね。高齢の方の相談も増えてきております。結構、包括の方と一緒に動く機会も増えてきておりまして、そういう意味で件数は増えているかなというふうに思っております。

あと、相談内容の分類ですけれども、所感のほうに書いてありますけれども、福祉サービス、生活環境、健康・医療の三つに関する相談が、全体の40~50%ということになっております。

社会参加、余暇活動をどうするとか、保育・教育の相談は少ないとか、生活の質の向上につながるようなご相談は、なかなかまだ受け切れていないという、そんな状況があるかなというふうに思っております。

あとは、地域移行、地域定着については、法定給付という、いわゆる制度上で給付がつくようなものじゃない、それ以外の動きをうちはやっておりますけれども、短い1年未満の入院患者の支援を大半として今のところはやっているところですかね。

やっっていく中で、紹介できる指定一般相談支援事業所、いわゆる、制度上であるその地域移行を、地域定着を行えるのが指定一般相談支援事業所という資格を持った事業所になるんですけど、そこが1カ所しかないものですから、なかなかちょっと地域移行が進められていないということが、今現状はあるのかなというふうに思っております。

4ページで相談の対応のことですけれども、ここの中でいわゆる先程も説明しましたような、ちょっと対応が困難な方の支援というのが全体の半数を占めております。

あとは、もう話聞くだけじゃなくて、やっぱり具体的にちょっと動く。あとは、本当、介入する、それから、ちょっと地域に集まってもらうとか、そういうことが非常に多いのかなというふうに思っております。

あとは、(9) 緊急対応・困難ケースの対応としましては、ご覧のとおりになっておりますね。具体的な生活支援であるとか、退院支援であるとか、あと受診支援、本当はなかなか医療に繋がっていない人をどうやって医療に繋げるかとか、ちょっと、もう医療にも繋がらず、家の中に引きこもってしまっている方、どうやって入院につなげていくかとか、そんなことが結構あったかなというふうに思います。

あとは、開催の講座・会議等の件数は、ご覧のとおりになっております。

以上です。

高山会長：ありがとうございました。

取りまとめの報告をしていただきましたが、何かご質問等があればいかがでしょうか。

やっぱり精神の方が多いですね、相談ということに関しては。

安達委員：全体として、これまでやってきた結果をお話しできればと思うんですけども、基幹相談支援センターは、基本的に家族全体とか地域調整、そういうもの全体で支援しているという視点でやっておりますけども、結構、やっぱりご家族全体で対応していかないと、対応が難しいなという方が非常にいらっしゃるということがよくわかりました。

やっぱり高齢化、高齢になって行く中で、面倒見ていた例えばおばあちゃんが85、90、95になって、地域の方が非常に心配していて、地域の方から民生委員さんを通してこちらに連絡が来たりとかしますけれども、何かそういう知的障害だか何だかわからないけど、何かハンディキャップを持っているお孫さんがいて、ちょっと生活が、おばあちゃんが具合悪いと生活できない状態になっているんだよみたいな話も聞いたりとか、そういうので、やっぱり高齢化と一緒に、そういう家族が、小さい家族がやっぱり崩壊していきつつあるというところの支援というのは、非常に重要になるなというふうに思うんですけど。ですから、包括の

方、それから、保健師との連携というのも非常に重要になって、今後はかなり重要になって行くなというふうに思っております。

特に、その家族全体に介入してやっていくという視点が、どれだけ基幹だけじゃなくて、その地域包括支援センターとか、そういうところが、そういう視点を持っていただけるかというのが、非常にやっつけて重要になっていくなというふうに思いました。

高山会長：ありがとうございます。

基本的には、もう他問題、複合問題というのがあって、その家族の問題が歴史がありますから、そこに介入することが非常に難しいわけですよというところで、そういう困難事例がたくさんあるということだと思いますね。

今年度スタートしましたので、比較がまだできませんけれども、こういう報告があつて、現場は増々大変というか、いろいろなネットワークをつくっていかなきゃいけないということになっているような気がしますね。

障害福祉課長：ちょっと補足で、ちなみに役所の中では、高齢分野からものすごく感謝されていまして、高齢の方、認知症の方を介護している方で、実はお子さんに精神の方がいらして、その方が倒れてしまわれたみたいな、決して単発ではなくて、お子さんに精神・知的の場合が意外と多いんですよ。

特に、精神の場合にどのようにその家族の支援をしていけばいいのか、結構途方に暮れていたところが、基幹の方がいらっしゃるということで、もう包括のほうはすごく、なので一気に今はこちらのほうに相談に繋がっているということで、挨拶に行くたびに何か相談が増えていく、実はみたいなことが必ずついてくるみたいなことがあつて。

ただ、包括さんも今はものすごく気持ちの目途がつけられる、ただ、それがそんなに簡単に解決に行くケースばかりじゃない、長年それこそ家族が支援しているケースが多いものですから、かなり困難だということで、私たちも困難ケースとして予定したケースの数倍に及ぶというか、ちょっと来年、早速少し体制を強化しなきゃいけないぐらいかというところなんですけど、そんな状態になっております。

下田委員：今はそういう困難ケースの中に子供がまた含まれてくるわけですけども、今50歳になっている人たちの子供時代、何も対応ができなかったかどうかちょっと問題です。今も現にそういう将来を考えられる家族がいますね。そうすると教育の分野の人たちにもここにも入ってきていただいて、やはり一緒に考えていかないといけないかな、そのときの対応が少し足りなかったかというふうに思うことがあります。

もう一つお願いをしたいのは、引きこもっている若者に対応しているステップというところがありますね。ステップの人たちも引きこもっている人たちを何とか対応していきたいし、事業所のほうへもまた入れるようにしていきたいので、この会に呼んでいただけないだろうかということをおっしゃったことがあります。ひきこもりの人たちも将来高齢者にだんだんなっていったときに、どういう対応していったらいいかを、みんなで今のうちから考えておきたいと思って、それをご提案しておきます。

高山会長：ありがとうございます。そうですね、そこら辺のところの人たちの声が、どういふふうに吸い上げられていくかということですね。確かにそうですね。

横浜のある区なんですけれども、私に関わっていますけれども、いわゆる、高齢障害福祉支援課というところなんですけど、幾つかの区では、そういう困難事例だけを集めて、スーパービジョンの会を開いているんですね。それが極めて有効で、そのときにどうしても高齢だと地域包括と高齢福祉課しか集まらないんですよ。障害だとまた別になっちゃうんで、そういうときに、地域包括も基幹支援も含めて、相談支援事業所を含めて、もうちょっと拡大的に、子供の場合もあるんですけど、含めて、そしてスーパービジョンをやっています。

そこで問題を整理していったり、あるいは、役割分担をしていったりしながら、継続的に困難事例を見ていくと同時に、その困難事例というものを集約していくと、その区独自の、あるいは、市独自の何か問題も見えてくるというところがありますので、そういう何か整理をしていくというか、スーパービジョン的なものもこれから入れていく必要があるんじゃないかなという感じが、ちょっと安達委員の話を聞いていて思いましたね。そういう意味での体制強化もしていかなきゃいけないという気はしますね。

佐藤（澄）委員：知的障害者の場合は、精神障害が発症したときに、親はやはり何か家におとなしくしていてくれるからいいんだと言って、そのままなんです。本当に私、それでいいのと問いかけたんですが、いいの、お医者さんは1人で行けるし、おつかいも1人で行けるからと。それで家から出ないというか、それもやっぱり職場で虐待に合って、その原因で出られない方が結構、知的障害の場合が多いものですから、いいのという問いかけをお会いするたびに言うんですけども、いいの、うちの子はと言うんですが、そういうお子さんは自分が年をとったときにどうするのと。どこかで目覚めて子供が立ち直ればよろしいんですが、何か私見ている気にかかるなというふうなことがありますので、そういうものをやっぱりどこかへ繋げたいなというふうに思いますので、よろしく願います。

高山会長：そういうこともありますね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、大変な状況かもしれませんが、頑張っていたきたいと思いますが、いろいろフィードバックしていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、障害者就労支援センターの活動報告をお願いいたします。

大形委員：就労支援センターの大形です。本年もよろしくをお願いいたします。

そうしましたら、資料の第4号と、あと、本日席上配付させていただきました、席上配付資料の5に基づいて説明させていただきます。

まず、資料第4号で、今年上半期の活動状況の報告です。

現在の登録者は435名となっております。内訳は以下のとおりです。

発達障害の方が7名となっておりますが、これは発達障害単独の方で、発達障害の方でも、例えば、鬱であったりとか、不安障害など、精神障害の診断を受けている方、または、精神保健福祉手帳を持っていらっしゃる方は、精神障害のある方の216名のほうにカウントしております、発達障害の方7名については、そのあたりを含んで読んでいただきたいと思えます。

登録者のうち就職をされている方が216名となっております。

下の表が4月～11月までの月別の実績を表にしたものです。

私ども職員7名の支援員と1名の庶務担当、この庶務はハートフル工房の活動も兼務しており、就労支援は、7名の支援員の体制でやっております。

新規の登録者が4月～11月まで57名で、月別の推移はこの合計のところで、4月が4人、5月が6人ということです。月別の変化はあるんですけども、おおむね10名弱ぐらいで推移しております。

それと、新規の就労者の数ですけども、累計で4月～11月までに20名となっております。

その下は障害種別ごとの相談件数になっております。特徴といいますと、やはり精神障害のある方の相談が本当に増えているといいますか、さらに、企業のほうも精神障害のある方の採用に取り組んできたところで、今後もこの精神障害のある方の件数がどんどん増えていくものと思っております。

この1年間、新規の登録者と、あと、やはり定着支援で、20名の方が新しく就職されているんですけども、どんどん定着の方が増えていくということと、新規の相談者が来られるということで、それに追われてきた上半期なのかなとちょっと振り返っております。

次のページ、お願いいたします。

事業についてなんですけれども、障害のある方の就労支援を支える、このような事業を並行してやっております。参加者数については、この表にあるとおりです。

今年からスタートさせていただいた事業といたしまして、生活講座というものがあります。これは主に知的障害のある方を対象に、豊かな職業生活を送っていただくために、学びの場ということでプログラムを作っております。

内容的には、知的障害のある方は、例えば、ケータイ詐欺とか、悪徳商法とか、いろんなトラブルに巻き込まれやすいということがあります。特に就労している方は、作業所の頃と違って、作業所の頃だと身近な施設の職員さんがいたり、または、工賃も少ないので小遣いも少なかったりするんですが、就労してしまうと、人間関係が一気に広がってしまったり、自由になるお金が高額になったりするんで、それらでトラブルになったりすることもあります。

あと、職場の同僚との異性の関係とか、これはすばらしいことなんですけれども、表現の仕方を間違えると、セクハラになったり、人間関係が難しくなってしまうりもするので、当事者の方に学んでいただくというような機会が必要だと思っております。

それと、就労支援者研修会ということで、これはこれまでに引き続いて、区内の就労支援に関わっている皆さん向けの研修会を開かせていただいております。

それと理解促進の講演会としまして、大胡田弁護士という視覚障害の全盲の弁護士の方にお話をさせていただきました。こちらの位置づけはどちらかといいますと、支援者とか当事者はもちろん、一般の区民の方にも、障害の方が働くということを知っていただきたいということで企画させていただきました。

あと、すみません。席上に配付させていただいた資料について説明させていただきます。

支援の傾向についてまとめてみました。少し読ませていただきます。

相談支援の傾向としまして精神障害のある方、または発達障害のある方の登録が増えております。あと、就労支援のケースの中で、割と高年齢の方の相談が増えております。これは恐らく人口構成と同じで、40代、50代、労働人口のボリュームゾーンと同じような関係性があるのかと思います。

また、企業の障害者雇用も割と進んできておりまして、割と高年齢の方も、スキルだとか、その人の特性で採用をする企業も増えてきたということもあります。

それと、精神障害のある方を雇用する企業が増えている。ただ、雇用のノウハウがなく、

企業の不安が強いという一面があります。

それに対して支援機関として、精神障害のある方や発達障害のある方についてのレクチャーとか、どんな配慮が必要かということ、丁寧に説明するような機会が増えております。

次に生活支援や他機関連携が必要な支援が増えており、専門性の高い支援を提供する必要性が高まっている。

先程安達委員からも話がありましたけれども、基幹相談支援センターさんとの連携をさせていただいて、その方の地域生活もあわせて支援をしていかないと、その生活の基盤がないと就労は成り立ちませんので、例えば、保健師さんなども、連携させていただきながら、支援をしないといけない方が増えてきているように思います。

それと、企業からの相談内容に質の変化が起こっているように思います。特に企業の方でも長く定着してきた会社さんであったりとか、企業の中でも非常に上手に先行してやられている企業さんは、障害の方のキャリアに関する相談、どうやって育てていったらいいのかとか、あと雇用管理についての相談をされることが多くなっております。

当初はどう雇ったらいいのかとか、障害の特性についてというような、基本的な相談だったのですけれども、だんだんと働き続けるにおいて、恐らく企業の中での課題とか問題意識も変わってきているのかと思います。

それと、その下なんですけれども、就労移行支援事業所が都内で物すごい勢いで増えておりまして、その就労移行支援事業所からの定着を依頼されるケースも増えております。これはとてもいいことなんだと思うんです。働く人が増えて、訓練の機会というか、基盤が整備されてきたということもあるんですけれども、場合によっては、就職してから依頼があるというような、もう少し手前のところから情報提供させて連携させていただいたら、スムーズに連携できたりするのかなというふうな場合があります。

または、移行支援事業所によっては、たくさん就職を出すとインセンティブがあるので、十分なマッチングをしないまま引き継がれることもあって、こちらで登録して支援していく中で、会社さんとの連携の中でトラブルになるようなケースもあったりします。

あと、その後に課題と方向性ということで、今年度の支援と、また今後についてちょっと私のほうでまとめたので、時間も限られていますので、後で見ていただければと思うのですが、簡単に言いますと、就労支援については、問題が非常に多様性と個別性があって、専門性も問われているということと、あと、これまで就職することがゴール、雇うことがゴールだったんですけれども、実はゴールではなくて、職業生活のスタート、または会社の中でど

んなキャリアで、働いていくかというスタートでもありまして、その就労支援については、先程お伝えしたような定着支援という、ある意味、新しい支援がスタートするみたいなイメージです。

次のページで、生活支援については、就労したいということで登録にお見えになるんですけども、人によっては、生活しづらさから来る、いろんな生活問題、家族問題を抱えていらっしゃる方がいて、すぐに就労は難しいのではという方もたくさんいらっしゃいます。その場合は、他機関、他種職が連携して、地域生活の支援に輪を広げながら、同時に就労も進めていくというようなことになるんですが、そういうケースが増えてきているように思います。

あと、3番の企業支援ですが、企業支援については、先程の合理的配慮という話題が出てきたと思うんですけども、実は雇用分野では、4月から各企業が雇用分野においては合理的配慮の提供義務となっております。これは障害者雇用促進法という別立ての法律の中になるんですけども、その中で、配慮をしてほしい、どこまで配慮しないといけないのか、または、過度な負担はどうかというようなものが、恐らく、働く人と雇う側での葛藤みたいなものが、多分4月からいろんな場面であるのかなと思っております。それへの対応といえますか、その合意形成を促してどう関わっていくのか、就労支援機関として、そのあたりが一つの課題になるのかなと思います。

それと、平成30年から精神障害のある方が雇用義務化になって、ここで雇用率が今は民間企業は2.0%なんですけれども、恐らく2.2とか、まだわからないんですけども、上がることは間違いなくて、ここでまた大きな企業、働く人、支援を含める大きな変化が来ますので、それへの準備を、関係機関の人たちと勉強しながら対応する必要があると思います。

企業の中では、もう既にこの雇用率アップに目がけて、雇用率を満たしている企業さんでも、積極的に採用されているところもあります。

以上になります。

高山会長：ありがとうございました。

課題を丁寧に整理していただきました。何かご質問等があればと思います。いかがでしょうか、ご意見も含めて。

佐藤（澄）委員：うちの子供も就労支援センターにお世話になって、大変ありがとうございます。

それで、生活講座やたまり場は、本当に自分の勉強の場として、それから、たまり場など

は友達と会えるという楽しみで毎回参加させていただいていますので、やはりこういう友達が作れない障害者のためにも、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

高山会長：お願ひします。30名ぐらいですものね、参加は。

佐藤（澄）委員：そうですね。

高山会長：ほかにはいかがでしょうか。

瀬川委員：すみません、銀杏企画の瀬川です。

4月に大形さんたちのほうに移ってから、うちも登録している方であんまり就職はまだ早いかないという方を何人か紹介していただいて、どうにか早くそちらにまた戻せるように、今は毎日、ほとんどの方がちゃんと決められて日は休まず来られていたりがあるので、ちょっと就職はまだ早いかないと思ひますので、お返しできるようにしたいなと思ひています。今後ともよろしくお願ひします。

松下委員：今年からハートフル工房が地下2階で開催され、毎月ですかね、開催されるようになって、場所もすごくよくなって売り上げが倍増しましたし、利用者さんたちもそこへ参加することで意識が大きく変わったなというふうに思ひます。

うちあたりは就職ということがそんなに間近にない方々が参加していますけれども、それでもやっぱり、人と関わりながらお金をやりとりするというのは本当に基本なんだなということを、改めて感じさせてもらっています。

また、職員も販売促進の講座ということで、いろいろと違う視点で、今までの自分たちなりにやっていたことと、また違う視点を持って参加させていただいているので、非常にバージョンアップしたなというふうに感じております。ありがとうございます。

高山会長：ほかにはいかがでしょうか。

清水委員：就労の関連でちょっと情報提供ということでお話しさせてください。

先程、大形センター長のほうからもお話ありましたが、ハローワークでも求人がすごく増えています。3カ月残して、もう去年を上回っているような状況で、去年と比べると1,000件ぐらい求人は増えていますので、かなり雇用の意欲というのは高まっているなということをお話させていただきます。

センター長の長さんがお話されたような状況はハローワークでも同じです。

今日は、障害者差別解消法の話も出ましたし、今、大形さんのほうからも雇用促進法における差別禁止、合理的配慮の話がありましたので、ちょっと情報提供させていただきますと、1月15日に東京労働局の主催で、中野のほうで就労支援機関の方を対象にセミナーを実施す

るんですが、ご参加を希望されているところもあるかと思うんですけれども、2月10日に文京区様のほうでシビックセンターをお借りして、このセミナーのほうをさせていただきます。

企業への周知はこれからなんですけれども、今日お集まりの協議会の皆様等には、ぜひご参加をいただければということで、今日チラシをお持ちしましたので、お帰りの際にお渡ししたいと思います。2月10日の1時半からシビックホールで、改正障害者雇用促進法と差別禁止・合理的配慮のセミナーを開催しますので、情報提供させていただきます。

高山会長：情報提供、ありがとうございます。

そういう意味では、先程言いましたように、例えば、この生活講座あたりに、この差別の問題をやはり当事者の方に入れていくみたいな形は大切になってくるかもしれませんね、来年度ですね。これはまた就労支援部会、専門部会でも話し合っていたと思いますけれども、ぜひそこら辺のところも盛り込んでいただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

管委員：ちょっと簡単に一言だけなんですけど、就労移行支援事業所の話が席上配付の中に入っていたと思うんですが、デイホスピタルからは10人、15人が卒業して、どんどん就労していくものですから、本当に助かっているんですが、就労移行支援事業所を使う方もいらっしゃるんですけども、就労移行支援事業者ってものすごく品質のばらつきがありまして、この前、高齢障害者雇用支援機構か何かで学会発表で行ったんですけど、全国で調査すると、実は就労移行支援事業所をやっているのに1人も就労者を出せていない事業所が3割ぐらいいると。一方で、瀬川さんがいらっしゃっていますけれど、銀杏みたいにぼんぼん、ぼんぼん出しているところもあったりとかで、かなりばらつきがあるんですね。

そういう意味では、最近もう本当、文京区の中だけでも、小さいところがいっぱいぼんぼんとたくさんできたなと思うんですけど、その中で本当にちゃんと有効に働きかけというか、本人たちの訓練とがをできているところが実はどのぐらいあるのかというところは、少し見なきゃいけないですし、もうちょっといくとだんだん選別されていくんじゃないかなとは思っているんですけれども、そういう意味では、結構、無理やり就労だけさせて、後はもう3カ月たったんでよろしくみたいな丸投げしてくるところもありますので、その辺は対応が結構必要かなと思っています。

高山会長：そうですね、今はちょっとブラックボックスになっているのが就労のAなんですよ、ここがなかなか入り込めない部分があって、もしかすると、今、管委員が言われたような形で、中でいろんな問題が実は内在しているんですね。そこは行政も入れないんです

よ、なかなかねというのがあるので。そこはちょっとチェックしたほうがいいかもしれませんね、確かにね。ありがとうございます。本当は議論をいっぱいしたいんですけども、ちょっと時間がありませんが、よろしく。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、時間が限られていますので、次に進めさせていただきます。

28年度の専門部会についてということで、お願いをいたします。

障害福祉課長：実は大きいのがまだ二つあります。

まず、各専門部会のほうは簡単にご報告になります。

こちらはこれまで専門部会、当事者部会が三つありますけれども、ここに当事者の委員の追加をするというご報告になります。

現在は権利擁護部会に1名の方がいらっしゃいますけれども、そこに基本2名、2番目のほうに行っちゃいますけど、2名の方を参加させるという形で行きます。

またちょっと米印の1番目、専門部会はこれまでは非公開でしたけれども、特に個人情報についてということがない限りは、公開という形をとりたいと思っております。

2番目の選考方法です。基本、公募で、どうしても公募の方が十分集まらない場合は、推薦もという形で行ってまいりたいと思います。当事者部会は7名なんですけど、3名公募ということ。公募は区報の2月10日号で周知し、その後面接を行い選考してまいります。

それから、当事者部会です。これまで各専門部会からアンケートをいただきまして、それで意見交換をしておりましたけれども、その方法を変えていくということです。4番目に行きまして、主な活動として、情報発信、それから、交流会の企画という形で活動をしていくということで取り組みたいと思っております。

以上、報告です。

高山会長：ありがとうございました。特に2のところですね、委員の選考方法ということで、いわゆる当事者の方の公募ということなんですけど、いかがでしょうか。

障害福祉課長：ここにつきましては、13日事務局会議でまた詰めていきたいと思っております。基本は入っていただくという形のご報告になります。

高山会長：ほかに、先程安達委員から言われたような形のその部会のあり方ですね、この辺のところに関しては、何か先程のを含めていかがでしょうか。

安達委員：生活部会みたいな話ですか。そうですねというか、部会全体の一度検討はしてみたほうがいいのかなと。もう少し、部会を増やすのか、統合するのか、変えるのかちょっと

とわからないですけれども、何かやっていって、やっぱり生活支援の拠点というか、生活全体を支援していくという視点での、自立支援協議会の部会のあり方が大事ななというふうに思っておりますけれども。

高山会長：そうですね、そういう意味では、部会あり方を含めて、ちょっと検証して新しい形に改変していくのか、あるいは、今の既存の部会の中にその機能を持たせていくのかを含めて、差別の話もありますけれども、少し議論しなきゃいけないねということで。今年度はもう一回、親会ありましたか。

障害福祉課長：3月にございます。

高山会長：そうですね。そこで少し整理させていただいて、議論を始めていきたいなと思いますので、よろしいですかね、そういうことでね。

障害福祉課長：相談支援専門部会は基幹で今は事務局をやっていると思いますので、基幹相談支援センターと、このさっきの地域移行、地域定着のテーマも含めて、生活というテーマで、どんな形で検討していけばいいのかを少し詰めて、また3月にご提案できればと思います。

高山会長：そういう方向でよろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか、この議案は。

最後の議案ですが、障害者実態意向調査アンケートについてお願いいたします。

障害福祉課長：席上配付2というものとかなり厚いものがございます。これは来年度に予定しております実態調査の件です。

それで、まずは実態調査というのはどういうものかということで、この冊子、これが25年度に行いました調査の概要になります。本体はもっとすごく厚いものなんですが、このかなりたくさんの質問に関して、各障害別にとったという中身が前回でございました。

今回の調査についてのご相談を、次回もう少しお時間をいただいてやりたいということがございます。

今回、厚く出ておりますこの資料を簡単にご説明しますと、まず横書きになっています、こちらが前回の質問の構成になります。

そして、次に在宅の方というこの質問票が入っております。

今、担当のほうで一つ案として作っているのは、かなり前と似ているものですが、質問を絞った在宅の方ということと、在宅ということは、もう一つはしばらく行って、今度は施設入所の方、同じ質問で両方してしまうことは、ちょっとうまく焦点が絞れなさもありました

ので、施設に入所している方というのがあります。

そういう形でありまして、その次が、お子さんに関係するものというのはやはり要りますので、18歳未満の方と保護者の方というのがございます。

それと、これは生活していらっしゃるところに応じて、年齢のことを。

最後にもう1本ありまして、サービス事業者の方、後ろから8枚目ぐらいですかね、サービス事業者の方々への調査もやりたいということで、この方法がいいのか、またほかもありますが、まず対象者についてこういった形で考えております。

それで、席上配付の2のほうにちょっと戻っていただきまして、次回までのお願いといたしますか、こういったことを次回お聞きできればということです。

囲みをご覧いただきまして、まず前回調査のときにこんな意見があったのよとか、私たちに聞こえてきているのは、とにかく多くて大変だったというのがあったんですが、そんな前回調査に関するご意見ちょっとありましたら、思い出していただきまして教えてください。

それから、2番目の実態調査の（案）、今お話ししたように対象別、そして質問についても見ていただきまして、今回明らかにするならば、計画の中できちんと見ていくならば、ここでしょうというその焦点の部分ですね、全てにやってしまうのは、やっぱりどうしてもぼけてしまうのもありますので、ここは大事じゃないというところをお聞きできればと思います。

そして、サービス事業者の方への調査票ということで、ここ人材確保の部分であったりとか、運営についてといろいろ課題があるかと思えます。その部分がちゃんと入っているのかどうか。

そのほか、新しいテーマとしての差別解消法等について、ここだけに限らず、このテーマはもう少し焦点を当てたらというのがありましたならば、おっしゃっていただければということで、これを次回までに、持って帰っていただきまして、見ていただければと思います。

説明は以上です。

高山会長：ありがとうございました。

最後、宿題が出るということで終わりたいと思うんですが、宿題ということで持ち帰っていただければと思いますが、何か、どうぞ。

加藤委員：18歳未満の方に対する調査項目についてですが、精神障害の観点では予防対策課で検討するという考え方もあると思いますが、実際にサービスを利用されている方の多くは児童生徒の年代ですので、この部分の検討は、教育推進部のご担当からご提案をお願い

したいと思います。

障害福祉課長：こちらのほうは、これまでも以前ですと、福祉センターを中心に考えていましたので、今で言うと教育センターですね、そういったあたりと連携しながらという形になればと思います。

高山会長：ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

在宅、入所、18歳未満、そしてサービス事業者、この四つの枠組みで調査をしていくという、そういう大きな流れがあるんですけども、あとは具体的に前回の調査を含めて、ぜひちょっとそれぞれのところで読み込んでいただいて、次に持ってきていただければというふうに思います。よろしいでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で議題は終わりましたけれども、よろしいでしょうか。

次回はいつぐらいになりますかね。

障害福祉課長：3月です。3月で例年、次年度の下命事項をこちらのほうにお話しする形になります。

それから、基幹相談支援センターの活動方針等をまたお諮りする予定でおります。

高山会長：わかりました。

このアンケートと、また部会のあり方も含めて、次回というふうに思います。

少し時間が経過しましたがけれども、今日はどうもありがとうございました。

以上